

議案第86号

長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年11月30日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

人事院勧告の内容に準じて、町職員の期末手当の支給割合を改めるもの。

長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長与町職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 長与町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。